

鴨川市制限付き一般競争入札実施要領及び鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 8 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 81 号

鴨川市制限付き一般競争入札実施要領及び鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「130 万円」を「200 万円」に改める。

- (1) 鴨川市制限付き一般競争入札実施要領（平成 20 年鴨川市告示第 10 号）第 2 条第 1 項
- (2) 鴨川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年鴨川市告示第 167 号）第 12 条第 2 項

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
（鴨川市制限付き一般競争入札実施要領の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の鴨川市制限付き一般競争入札実施要領第 2 条第 1 項の規定は、この告示の施行の日以後の公告に係る制限付き一般競争入札について適用し、同日前の公告に係る制限付き一般競争入札については、なお従前の例による。